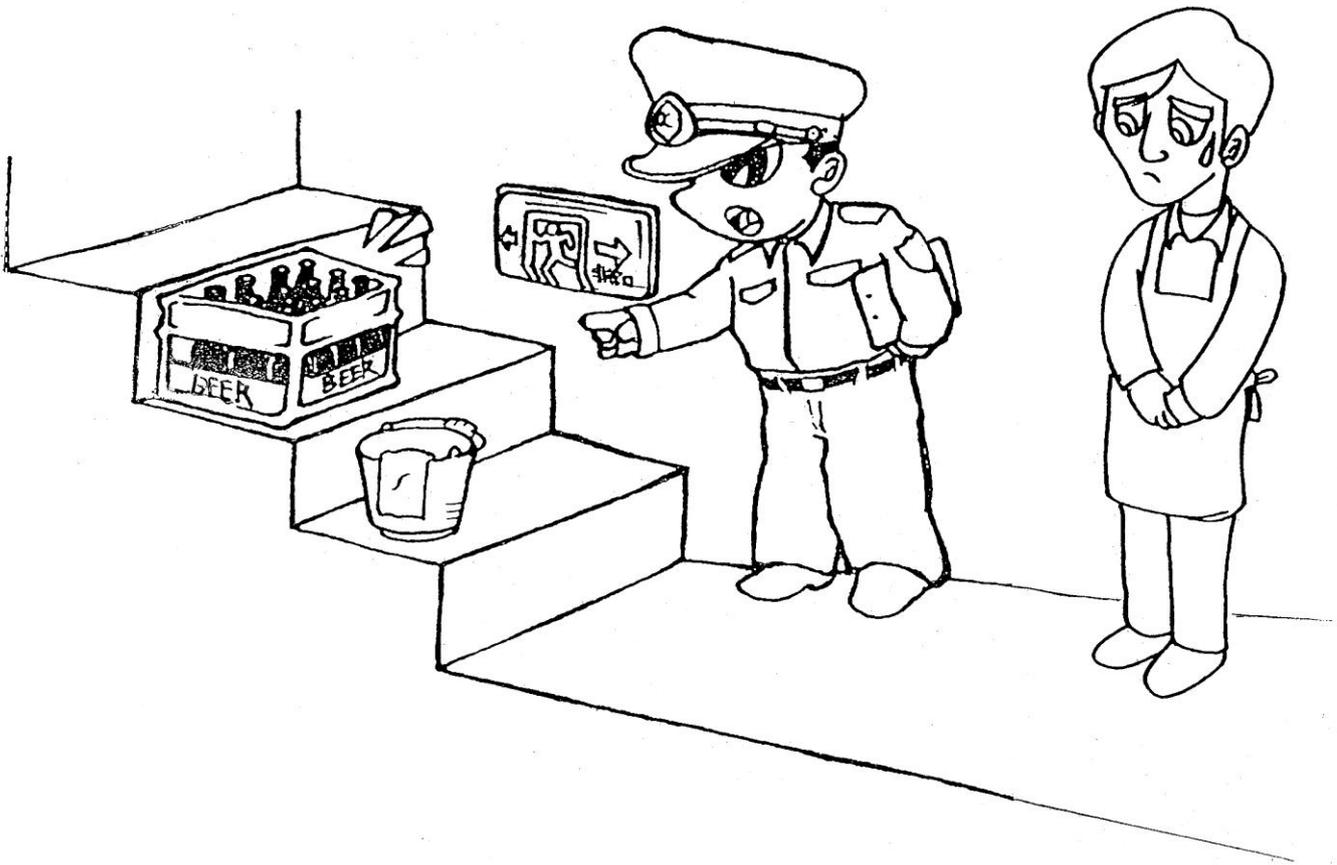


予防統計



防火対象物状況表

は特定防火対象物

(150 m²以上)(平成26年4月1日現在)

防火対象物(消防法施行令別表第1)		対象物数
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3
	ロ 公会堂又は集会場	82
	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ 遊技場又はダンスホール	11
(2)	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(2)項ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	7
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ 飲食店	111
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	249
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	22
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	1,856
	イ 病院、診療所又は助産所	71
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)	30
(6)	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	57
	ニ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	24
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	145
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	4
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	1
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)	4
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	62
(12)	イ 工場又は作業場	1,349
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)	イ 自動車庫又は駐車場	45
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	2
(14)	倉庫	1,173
(15)	前各項に該当しない事業場	630
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	371
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	205
(16の2)	地下街	
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。)	
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	1
(18)	延長50m以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	
計		6,515

防火対象物別防火管理者選任状況・講習修了者数

(平成26年4月1日現在)

項目			種目		選任者数		講習修了者数	
			甲種	乙種	甲種	乙種		
1	イ	劇場、映画館	1		7			
	ロ	公会堂又は集会場	51	45	38			
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等			1			
	ロ	遊技場又はダンスホール	5		51			
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等	4	3				
3	イ	待合、料理店等			1			
	ロ	飲食店	28	118	187	46		
4		百貨店、マーケット等	144	25	360	40		
5	イ	旅館、ホテル等	23	1	81			
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	144		231			
6	イ	病院、診療所又は助産所	27	3	113	1		
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	25	1	158			
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等	38	7	38	5		
	ニ	幼稚園、盲・聾学校又は養護学校	14		40			
7		小・中学校・高校、大学、各種学校等	36	3	258			
8		図書館、博物館、美術館等	3		16			
9	イ	公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場等）	1					
	ロ	イ以外の公衆浴場			1			
10		車両の停車場等			2			
11		神社、寺院、教会等	3		10	1		
12	イ	工場又は作業場	152		1,395	1		
	ロ	映画・テレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫又は駐車場						
	ロ	飛行機等の格納庫						
14		倉庫	66		429	2		
15		前各項に該当しない事業場	60	12	733	22		
16	イ	特定複合用途防火対象物	215	16(※)	385	44		
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	27	4	75	2		
他市からの講習修了者					758	14		
計			1,067	238	5,368	178		

※甲種防火対象物に選任されている者を含む。

用途・月別建築同意件数

(平成 25 年度)

項目			月別												計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	イ	劇場、映画館等													
	ロ	公会堂又は集会場	1	1									1		3
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等													
	ロ	遊技場又はダンスホール													
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等													
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等													
3	イ	待合、料理店等													
	ロ	飲食店					1	1							2
4		百貨店、マーケット等	1	2	2	1	1		2	2	1		1	1	14
5	イ	旅館、ホテル等													
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	2		1	1	1		4	3	1	3		5	21
6	イ	病院、診療所又は助産所				1	1							1	3
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等		2	1				1	1		1			6
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等	1	2	2	2	1			1	1	1			11
	ニ	幼稚園、盲・聾学校又は養護学校	1	1											2
7		小・中・高校、大学・各種学校等			1										1
8		図書館、博物館、美術館等													
9	イ	公衆浴場(蒸気浴場・熱気浴場等)				1									1
	ロ	イ以外の公衆浴場													
10		車両の停車場等													
11		神社、寺院、教会等				1				1					2
12	イ	工場又は作業場	2	1	4	2	5	4	2	1	1	1	4	2	29
	ロ	映画・テレビスタジオ													
13	イ	自動車車庫又は駐車場			1	1									2
	ロ	飛行機等の格納庫													
14		倉庫	3	1	2	2	2		2	3	6	1	1		23
15		前各項に該当しない事業場		5	3		3	2	2	2	1	2	3		23
16	イ	特定複合用途防火対象物	1			1			2			2			6
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物		1					1				1		3
専用住宅			12	16	19	19	14	17	17	11	14	9	13	14	175
その他												3			3
計			24	32	36	32	29	25	33	24	25	23	24	23	330

中高層建築物(3階以上)

(150㎡以上)(平成26年4月1日現在)

項目			階									計
			3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階以上	
1	イ	劇場、映画館等	1									1
	ロ	公会堂又は集会場	2	2	1							5
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等										
	ロ	遊技場又はダンスホール										
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等										
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等	1	1								2
3	イ	待合、料理店等										
	ロ	飲食店	7	2								9
4		百貨店、マーケット等	17	1								18
5	イ	旅館、ホテル等	3	1	2	2	1		1	2	1	13
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	288	217	67	33	22	28	19	13	43	730
6	イ	病院、診療所又は助産所	18	4	2			1				25
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	9	2	1					1		13
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等	1		1		1					3
	ニ	幼稚園、盲・聾学校又は養護学校	2									2
7		小・中・高校、大学、各種学校等	37	17	3	1						58
8		図書館、博物館、美術館等	1	1								2
9	イ	公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場等)	1									1
	ロ	イ以外の公衆浴場										
10		車両の停車場等										
11		神社、寺院、教会等	1									1
12	イ	工場又は作業場	108	38	9	3	3	1	1			163
	ロ	映画・テレビスタジオ										
13	イ	自動車車庫又は駐車場	3	3								6
	ロ	飛行機等の格納庫										
14		倉庫	64	28	12	3	3					110
15		前各項に該当しない事業場	93	24	14	2	3	2				138
16	イ	特定複合用途防火対象物	103	27	10	11	10	2	1	1	1	166
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	57	25	13	1		1		1	2	100
計			817	393	135	56	43	35	22	18	47	1,566

届出事務処理状況（その1）

（平成 25 年度）

月別	区分	スプリンクラー設備	屋外消火栓設備	屋内消火栓設備	泡消火設備	粉末消火設備	連結送水管	自動火災報知設備	非常警報設備	非常放送設備	誘導灯	避難器具	その他	計
4月		1		1	2	1	1	9	1	1	11	1		29
5月		2	1		2			14		1	5		2	27
6月		2		1		1	1	5	1		4	4		19
7月		1	3	2			1	14	2	2	7		3	35
8月		1		1		2	2	5	4		7	2	2	26
9月		2		1	1			12	2	1	8	1	3	31
10月		2	1	3				12	2	2	11	1	2	36
11月					1	1	1	13	2	2	8	1	1	30
12月			2	3		1		6	2		4	3	2	23
1月		3	1				1	9	1	2	5	3	2	27
2月		4	1	1				6		2	8	1	1	24
3月		1		1				10			7	1	3	23
計		19	9	14	6	6	7	115	17	13	85	18	21	330

※誘導灯には高輝度蓄光式誘導標識を含む。

届出事務処理状況（その2）

（平成 25 年度）

区分 月別	防火対象物使用開始届	防火管理者選任（解任）届	消防計画作成（変更）届	消防訓練実施届	防火対象物点検結果報告書	消防用設備等点検結果報告書	発電・変電・蓄電池設備設置届	炉・ボイラー等設置届	喫煙・裸火使用等	禁止行為解除申請書	その他	計
4月	16	42	37	31	11	165	10	1	4	15	332	
5月	15	27	50	67	5	116	2	2	8	16	308	
6月	18	31	31	59	2	94	10	3		8	256	
7月	16	21	18	22	3	170	4	8	2	11	275	
8月	14	18	17	37	6	108	6	6	1	11	224	
9月	14	19	30	54	5	98	9	2	1	7	239	
10月	10	13	10	57	49	216	11	7	2	3	378	
11月	17	26	23	75	8	151	12	6	1	13	332	
12月	18	18	17	27	6	100	4	27	1	13	231	
1月	21	15	14	27	14	140	4	4	1	4	244	
2月	33	16	18	33	51	100	14	3	1	6	275	
3月	39	27	21	35	9	143	3			9	286	
計	231	273	286	524	169	1,601	89	69	22	116	3,380	

雑草地調査指導状況

(平成 25 年度)

区分 期別	指導状況(件数)			処理状況(件数)		
	依頼	催告	合計	除草 済み	未処理	合計
4月～10月 (青草時期)	330		330	156	174	330
11月～3月 (枯草時期)	111	169	280	121	159	280
市民通報等	31		31	20	11	31
合計	472	169	641	297	344	641

草刈機貸出し状況

(平成 25 年度)

面積単位アール (a)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	9	16	22	43	47	44	28	19	14	4	3	2	251
台数	9	16	22	43	47	44	28	20	14	4	3	2	252
刈取面積 (a)	31	62	51	146	144	106	185	66	111	15	6	4	927

※刈取面積の小数点以下は四捨五入